

後付けの安全装置の性能評価制度の創設について（案）

1. 背景

自動車局では、相次ぐ高齢運転者の交通事故に対処するため、自動ブレーキ等の先進安全技術の性能向上・普及促進等に取り組むこととしている。一方、スピード感をもって対策を進めるためには、これら新車対策に加えて、既存車への対策も求められているところ。

現在、後付け可能な安全装置が多数開発・販売されており、中にはペダル踏み間違いなど高齢運転者特有の事故の防止に資すると期待される製品もある一方、機構や性能は様々であり、一部には、適切に使用しなければかえって危険を生じさせかねない製品もある。

このため、これら製品について、保安基準への適合性の確認することはもとより使用時の効果や注意点等を客観的に評価し、その結果をユーザーへ提供する必要がある。

以上を踏まえ、今後、後付けの安全装置の性能等を評価・公表する制度を創設したい。

2. 制度の概要（案）

- 本制度に基づく後付けの安全装置の評価・公表は、国の委託事業として実施する。
- 本制度の対象は、ペダル踏み間違いによる事故の防止に資する装置又は追突事故や車線逸脱による事故の防止に資する警報装置とする。
- 上記の安全装置について、以下の観点から性能等の評価を行い、装置毎に結果を公表する。なお、評価に当たっては、実車を用いるほか、安全装置の製作者等に対するヒアリングを行う。
 - ・ 装置の構造・機能
 - ・ 道路運送車両の保安基準への適合性の影響
 - ・ 期待される安全効果
 - ・ 想定される安全上のリスク
 - ・ ユーザーが理解すべき使用上の注意点 など
- 評価に当たっては、有識者等を委員とする評価委員会を設置し、審議する。

3. 今後のスケジュール（予定）

平成 29 年夏 評価・公表制度創設

※ 評価結果については、上記検討会で結論が得られたものから順次公表する。